

件名	愛媛県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
主管課	保健福祉課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>国の平成24年度補正予算により、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金により行う事業の実施期限が1年延長されたことに伴い、基金の設置期限を延長するための改正</p> <p>○附則第2項の改正</p> <p>この条例は、<u>平成25年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年6月30日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">(改正) 平成26年3月31日</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>基金を活用して実施する事業内容</p> <p>① 耐震化整備事業 地震発生時に自力で避難することが困難な者が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心等を確保するため、耐震化整備（増改築・大規模修繕）を行うもの</p> <p>② スプリンクラー整備事業 救護施設、障害者支援施設、短期入所事業所、障害児入所施設、乳児院、障害程度区分4以上の者又はこれと同等の者が利用するケアホーム、グループホーム及び福祉ホームを対象にスプリンクラーの整備を実施</p>	